



## 中国会計税務実務

### 2020年第27号

#### 今回のテーマ：海南自由貿易港企業の企業所得税優遇税制に関する公告

『中華人民共和国企業所得税法』及び実施条例、『財政部 税務総局 海南自由貿易港企業の企業所得税優遇税制に関する通知(財税〔2020〕31号)』に基づき、国家税務総局海南省税務局は、『海南自由貿易港企業の企業所得税優遇税制に関する公告（国家税務総局海南省税務局公告2020年第4号）』（以下、「公告」という）を公布した。

注）企業所得税は日本の「法人税」に相当する。

#### 主な内容は以下の通り。

- 奨励類産業企業の企業所得税の税率を15%まで軽減する。
    1. 優遇対策の対象  
海南自由貿易港（以下、「自貿港」という）に登録されている実質的に運営している奨励類産業企業（非居住者である機構、場所を含む）。
    2. 企業の本店や支店の優遇税制の適用の可否に関する判断基準
      - (1) 本店を自貿港に登録している企業に係る判断基準
        - ① 当該企業の本店と支店（自貿港外に登録する2級以下の支店が自貿港に設立する3級以下の支店は含まない）の主たる業務が自貿港の奨励類産業項目に該当するか否か
        - ② 主たる業務の売上が占める売上総額の割合なお、当該企業が自貿港外に設立する支店については考慮しない。
      - (2) 本店を自貿港外に登録している企業に係る判断基準
        - ① 当該企業の支店（自貿港外に登録する2級以下の支店が自貿港に設立する3級以下の支店は含まない）の主たる業務が自貿港の奨励類産業項目に該当するか否か
        - ② 主たる業務の売上が占める売上総額の割合
  - 三大産業の企業が、新規海外直接投資により獲得した所得に係る企業所得税については免除する。
    1. 新規海外直接投資に対する明文化  
新規海外直接投資とは、企業が2020年1月1日から2024年12月31日までの間に新規に行う海外直接投資である。
    2. 海外直接投資の手法について  
「公告」では、以下4つの投資手法を挙げている。
      - (1) 海外での支店の新規投資・設立
      - (2) 海外での企業の新規投資・設立
      - (3) 既存の海外企業に対する増資又は持分の増加
      - (4) 海外企業の持分の買収
- 注）三大産業とは、観光業、現代サービス業、ハイテク産業を指す。
- 新規購入した固定資産・無形資産の一括償却又は増加償却について
    1. 資産の取得方法  
企業による資産の取得方法として、購入、自社建築、自社開発、ファイナンス・リース、寄付、投資、

非貨幣性資産の交換、債務再編などが挙げられるが、「公告」でいう購入には、金銭での購入、建築、開発をいう。

## 2. 資産購入時期の認識

「公告」の施行期間は、2020年1月1日から2024年12月31日までと定められているため、優遇税制の適用の可否を判断するにあたり、資産の購入時期を明らかにする必要がある。

「公告」では、自社開発の無形資産の場合には、予定していた使用可能な状態に達した時点を購入の時点と認識すると定めている。

その他資産に関しては、『設備、器具の償却に係わる企業所得税政策の実行に関する公告（国家税務総局公告2018年第46号）』の規定に従うと定めている。

## 3. 無形資産の一括償却や増加償却の償却時期

無形資産の一括償却や増加償却は、無形資産に関する税引前控除の特殊な方法である。そのため、税引前控除の時期については、無形資産の普通償却と同様に統一性をもって定められる必要がある。「公告」では、無形資産の使用可能になった年度に一括償却する又は当該年度から増加償却を行うと定めている。

## 4. 固定資産の増加償却

### (1) 耐用年数の短縮制度を採用する企業

① 新規購入の固定資産に対し、最短の耐用年数は企業所得税法实施条例で定める耐用年数の下限の60%を下回ってはならない。

② 中古の固定資産を購入する場合、同中古資産の最短の耐用年数は、企業所得税法实施条例で定める耐用年数の最小値から使用経過年数を差引いた年数の60%を下回ってはならない。

最短の耐用年数が一旦確定した場合、特段の事情がない限り、変更することはできない。

### (2) 増加償却を採用する企業

2倍定率法（Double-Declining Balance Method、DDB）又は級数法（Sum-of-the-Year's-Digits Method）を採用することができる。

なお、増加償却の方法を一旦確定した場合、特段の事情がない限り、変更することはできない。

注）「2倍定率法（Double-Declining Balance Method、DDB）」とは、定額法の2倍の償却率で償却額を計算する方法である。

「級数法（Sum-of-the-Year's-Digits Method）」とは、耐用年数にわたってその償却費を級数的に逓減するように計算する方法である。

5. 自貿港に登録された2級支店又は非居住者である機構や場所は、適正な帳簿に基づく申告納税（青色申告）を行う場合、一括償却又は増加償却の優遇税制を適用することができる。

## お見逃しなく

- 「公告」は、2020年1月1日から2024年12月31日まで施行される。
- 企業は、「公告」公布される前に優遇税制を適用していない場合には、今後の月次又は四半期の予備納税申告時、又は2020年度の確定申告時に一括で適用することができる。
- 「公告」は、企業が保存・保管すべき検査に備えるための資料を明文化している。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)